

用地調査及び物件調査委託関係仕様書（令和 7 年 4 月 1 日） 新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
第 1 条 略 （用語の定義） 第 2 条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。 一～八、十～三十三 略 九 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、約款第 11 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。 第 3 条～第 4 条 略 （主任担当者） 第 5 条 受注者は、用地調査等業務における主任担当者を定め、契約締結後 5 日以内に発注者に通知しなければならない。 2 主任担当者は、業務の履行に当たり、この用地調査等業務の主たる業務に関し、7 年以上の実務経験を有する者、若しくはこの用地調査等業務の主たる業務に関する補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）の資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。 3 受注者が主任担当者に委任できる権限は約款第 10 条第 2 項に規定した事項であるが、約款第 10 条第 3 項に基づく通知がない場合は、発注者及び監督員は、主任担当者に対して指示等を行えば足りるものとする。 4 主任担当者は、第 3 章から第 15 章に定める業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証（受注者が委託に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。 なお、第 24 条に定める成果物のうち、地図の転写図及び土地の実測平面図については各葉ごとに、その他については表紙の裏面に主任担当者の資格・氏名の記載を行うものとする。 5 主任担当者は、照査結果の確認を行わなければならない。 6 主任担当者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。	第 1 条 略 （用語の定義） 第 2 条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。 一～八、十～三十三 略 九 「照査技術者」とは、成果品の内容について技術上の照査を行う者で、約款第 11 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。 第 3 条～第 4 条 略 （主任担当者） 第 5 条 受注者は、用地調査等業務における主任担当者を定め、契約締結後 5 日以内に発注者に通知しなければならない。 2 主任担当者は、業務の履行に当たり、この用地調査等業務の主たる業務に関し、7 年以上の実務経験を有する者、若しくはこの用地調査等業務の主たる業務に関する補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）の資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。 3 受注者が主任担当者に委任できる権限は約款第 10 条第 2 項に規定した事項であるが、約款第 10 条第 3 項に基づく通知がない場合は、発注者及び監督員は、主任担当者に対して指示等を行えば足りるものとする。 4 主任担当者は、第 3 章から第 15 章に定める業務がすべて完了したときは、各成果品について十分な検証（受注者が委託に係る業務の成果品の瑕疵を防止するため、当該成果品を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果品が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。 なお、第 24 条に定める成果品のうち、地図の転写図及び土地の実測平面図については各葉ごとに、その他については表紙の裏面に主任担当者の資格・氏名の記載を行うものとする。 5 主任担当者は、照査結果の確認を行わなければならない。 6 主任担当者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

用地調査及び物件調査委託関係仕様書（令和7年4月1日）
 新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
第6条～第9条 略 （施行上の義務及び心得） 第10条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。 一 自ら行われなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。 二 用地調査等業務で知り得た権利者等の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。 三 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。 また、実施に当たっては、権利者等に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。 四 権利者等から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督員に報告し、指示を受けなければならない。 第11条～第22条 略 （成果物の一部提出等） 第23条 受注者は、用地調査等業務の実施期間中であっても、監督員が成果物の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。 2 監督員は、前項で提出した成果物の一部について、その報告を求めることができる。受注者は、当該報告に主任担当者及び監督員の求めに応じて照査技術者を立ち合わせるものとする。 3 受注者は、用地調査等業務のうち精度管理を実施するものとされたものについては、監督員の指示により第24条に定める成果物の提出に先立って仮提出をしなければならない。 （成果物） 第24条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。 一 用地調査等業務の区分及び内容ごとに整理し、編集する。 二 表紙には、業務名、箇所名・路線等名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。 三 目次及びページを付す。 2 本仕様書に様式の定めがないものは、監督員の指示による。 3 提出する成果物は、別記1 成果物一覧表に掲げる必要な成果物等とし、部数は、正副各1部とする。 4 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を、約款第52条に定める契約不適合責任期間保管し、監督員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。	第6条～第9条 略 （施行上の義務及び心得） 第10条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。 一 自ら行われなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。 二 用地調査等業務で知り得た権利者等の事情及び成果品の内容は、他に漏らしてはならない。 三 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。 また、実施に当たっては、権利者等に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。 四 権利者等から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督員に報告し、指示を受けなければならない。 第11条～第22条 略 （成果品の一部提出等） 第23条 受注者は、用地調査等業務の実施期間中であっても、監督員が成果品の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。 2 監督員は、前項で提出した成果品の一部について、その報告を求めることができる。受注者は、当該報告に主任担当者及び監督員の求めに応じて照査技術者を立ち合わせるものとする。 3 受注者は、用地調査等業務のうち精度管理を実施するものとされたものについては、監督員の指示により第24条に定める成果品の提出に先立って仮提出をしなければならない。 （成果品） 第24条 受注者は、次の各号により成果品を作成するものとする。 一 用地調査等業務の区分及び内容ごとに整理し、編集する。 二 表紙には、業務名、箇所名・路線等名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。 三 目次及びページを付す。 2 本仕様書に様式の定めがないものは、監督員の指示による。 3 提出する成果品は、別記1 成果品一覧表に掲げる必要な成果品等とし、部数は、正副各1部とする。 4 受注者は、成果品の作成に当たり使用した調査表等の原簿を成果品の引渡しの日を含む年度の末日から5年間保管し、監督員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

用地調査及び物件調査委託関係仕様書（令和 7 年 4 月 1 日） 新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
第 2 5 条～第 2 7 条 略 （精度管理対象業務の対応） 第 2 8 条 受注者は、第 23 条第 3 項で仮提出した成果物の内容等について、監督員から質問又は問い合わせ等があったときは、必要な資料等を示し、これに答えるものとする。 2 受注者は、仮提出した成果物の内容等について、監督員から再検討又は修補の指示があったときは、速やかに、これに応ずるものとする。 3 受注者は、前項の修補の指示項目以外の項目についても、これに類する項目があると認めるときは、これを修補するものとする。 第 2 9 条～第 1 6 0 条 略 （土地調書等の作成） 第 1 6 1 条 受注者は、第 3 章、第 5 章及び第 6 章に定める業務の成果物により、土地調書（様式第 35 号）及び物件調書（様式第 36 号の 1）を作成するものとする。 2 受注者は、必要に応じて、その他補償調査書（様式第 34 号の 1、第 34 号の 2）を作成するものとする。 3 土地の取得等の予定線外の建物、工作物及び立竹木については、調査書等の備考欄に「用地外」と記入するものとする。 （精度管理業務） 第 1 6 2 条 精度管理業務とは、権利者に対し適正かつ公平な補償を実現するために、基準及び実施細則への適合性、補償の具体的妥当性並びに積算の正確性等について、第 23 条第 3 項で仮提出された成果物のチェックを行い、その結果を報告することをいう。 （精度管理の必要性） 第 1 6 3 条 精度管理の必要性は、補償対象の態様、規模等から個々に判定するものとし、発注者が自ら成果物の点検を行うことが出来るもの、又は類似の調査算定業務の発注実績から適正な成果が得られるものは、精度管理業務の対象とはしない。 2 また、精度管理には、調査算定等を請け負った者が当然に行うべき計算式のチェック等の業務は、含まれない。 第 1 6 4 条～第 1 6 5 条 略	第 2 5 条～第 2 7 条 略 （精度管理対象業務の対応） 第 2 8 条 受注者は、第 23 条第 3 項で仮提出した成果品の内容等について、監督員から質問又は問い合わせ等があったときは、必要な資料等を示し、これに答えるものとする。 2 受注者は、仮提出した成果品の内容等について、監督員から再検討又は修補の指示があったときは、速やかに、これに応ずるものとする。 3 受注者は、前項の修補の指示項目以外の項目についても、これに類する項目があると認めるときは、これを修補するものとする。 第 2 9 条～第 1 6 0 条 略 （土地調書等の作成） 第 1 6 1 条 受注者は、第 3 章、第 5 章及び第 6 章に定める業務の成果品により、土地調書（様式第 35 号）及び物件調書（様式第 36 号の 1）を作成するものとする。 2 受注者は、必要に応じて、その他補償調査書（様式第 34 号の 1、第 34 号の 2）を作成するものとする。 3 土地の取得等の予定線外の建物、工作物及び立竹木については、調査書等の備考欄に「用地外」と記入するものとする。 （精度管理業務） 第 1 6 2 条 精度管理業務とは、権利者に対し適正かつ公平な補償を実現するために、基準及び実施細則への適合性、補償の具体的妥当性並びに積算の正確性等について、第 23 条第 3 項で仮提出された成果品のチェックを行い、その結果を報告することをいう。 （精度管理の必要性） 第 1 6 3 条 精度管理の必要性は、補償対象の態様、規模等から個々に判定するものとし、発注者が自ら成果品の点検を行うことが出来るもの、又は類似の調査算定業務の発注実績から適正な成果が得られるものは、精度管理業務の対象とはしない。 2 また、精度管理には、調査算定等を請け負った者が当然に行うべき計算式のチェック等の業務は、含まれない。 第 1 6 4 条～第 1 6 5 条 略

用地調査及び物件調査委託関係仕様書（令和 7 年 4 月 1 日） 新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
（精度管理の点検） 第 1 6 6 条 受注者は、発注者から仮提出された<u>成果物</u>について精度管理業務チェックリスト（様式第 120 号の 1、第 120 号の 2、第 120 号の 3）により、精度管理業務を行うものとする。 （精度管理の報告） 第 1 6 7 条 受注者は、精度管理業務報告書（様式第 121 号）を前条の精度管理業務に用いたチェックリストとともに発注者に提出するものとする。 （精度管理後の<u>成果物</u>修補期間） 第 1 6 8 条 精度管理後の<u>成果物</u>修補期間として、原則 2 週間を加算するものとする。	（精度管理の点検） 第 1 6 6 条 受注者は、発注者から仮提出された<u>成果品</u>について精度管理業務チェックリスト（様式第 120 号の 1、第 120 号の 2、第 120 号の 3）により、精度管理業務を行うものとする。 （精度管理の報告） 第 1 6 7 条 受注者は、精度管理業務報告書（様式第 121 号）を前条の精度管理業務に用いたチェックリストとともに発注者に提出するものとする。 （精度管理後の<u>成果品</u>修補期間） 第 1 6 8 条 精度管理後の<u>成果品</u>修補期間として、原則 2 週間を加算するものとする。

用地調査及び物件調査委託関係仕様書（令和 7 年 4 月 1 日） 新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）																																																																																																																																										
様式第 2 2 号 土地境界立会調書 が施行する 工事のため必要な土地について下記の通り調書を作成する。 年 月 日 調査責任者 ⑩ 事務所立会者 ⑩ 下記記載の土地の境界は、現地で立会のうえ、相違ないことを確認しました。 立会者 住所 氏 名 ⑩（続柄） 本人確認 免許証 個人番号カード その他（ ） 記 地内 <table><thead><tr><th>区分</th><th>所 在</th><th>地 番</th><th>地 目</th><th>登記簿面積（㎡）</th><th>登記簿名義人</th><th>摘 要</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="5">対象地</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">隣接地</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	区分	所 在	地 番	地 目	登記簿面積（㎡）	登記簿名義人	摘 要	対象地																															隣接地																															様式第 2 2 号 土地境界立会調書 が施行する 工事のため必要な土地について下記の通り調書を作成する。 年 月 日 調査責任者 ⑩ 事務所立会者 ⑩ 下記記載の土地の境界は、現地で立会のうえ、相違ないことを確認しました。 立会者 住所 氏 名 ⑩（続柄） 本人確認 免許証 保険証 番号（ ） その他（ ） 記 地内 <table><thead><tr><th>区分</th><th>所 在</th><th>地 番</th><th>地 目</th><th>登記簿面積（㎡）</th><th>登記簿名義人</th><th>摘 要</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="5">対象地</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">隣接地</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	区分	所 在	地 番	地 目	登記簿面積（㎡）	登記簿名義人	摘 要	対象地																															隣接地																														
区分	所 在	地 番	地 目	登記簿面積（㎡）	登記簿名義人	摘 要																																																																																																																																					
対象地																																																																																																																																											
隣接地																																																																																																																																											
区分	所 在	地 番	地 目	登記簿面積（㎡）	登記簿名義人	摘 要																																																																																																																																					
対象地																																																																																																																																											
隣接地																																																																																																																																											

用地調査及び物件調査委託関係仕様書（令和7年4月1日） 新旧対照表

新（改正後）										旧（現行）									
様式第22号の2																			
土地現地調査報告書(嘱託登記用)										土地現地調査報告書(嘱託登記用)									
官 公 署 名 用地担当課長名 担当者名										官 公 署 名 用地担当課長名 担当者名									
年 月 日 作成										令和 年 月 日 作成									
1	登記の目的	☐ 表題 ☐ 地積更正 ☐ 分筆 ☐ 合筆 ☐ 地目変更 ☐ 地目更正 ☐ 地図訂正 ☐ その他()																	
2	調査物件	所 在																	
		地 番																	
		地 目																	
		地 積																	
		所有者	住 所															☐ 登記簿と相違	
		氏 名															☐ 備考欄に記載		
3	地 域 区 分	☐ 市街地 ☐ 村落地 ☐ 農耕地 ☐ 山林 ☐ 原野																	
4	公図の種類	☐ 法14条地図 ☐ 甲号 ☐ 乙号 ☐ 丙号 ☐ 公図の備え付けのない地域																	
5	所在地番形状の確認	(資料) ☐ 登記簿 ☐ 法14条地図 ☐ 公図 ☐ 地積測量図 ☐ 市町村副図 (現地) ☐ 所有者の申述 ☐ 立会人の申述 ☐ 地形・周囲の状況 ☐ その他()																	
6	所有権確認資料	☐ 埋立竣工認可書 ☐ 譲与・交換・売払証明書(承諾書) ☐ その他() ☐ 登記簿 ☐ 代理権限証明書 ☐ 相続関係書類 ☐ その他()																	
7	現況及び利用状況	☐ 宅地 ☐ 建物の有無 (☐ あり ☐ なし) ☐ 山林 ☐ 原野 ☐ 農地 (☐ 田 ☐ 畑 ☐) ☐ 公共用地 (☐ 道路 ☐ 水路 ☐ ()) ☐ 雑種地 (☐ 駐車場 ☐ その他 ()) ☐ その他 ()																	
8	筆界の調査	筆界調査の方法	☐ 地積測量図 ☐ 公図 ☐ 法14条地図 ☐ 区画整理等確定図 ☐ 公用地境界確定図 ☐ 所有者の指示 ☐ 立会人の指示 ☐ その他()																
		境界標等の種類	種 類 ☐ コンクリート杭 ☐ 石杭 ☐ 金属杭 ☐ 金属標 ☐ 鋳 ☐ 刻印 ☐ プラスチック杭 ☐ 木杭 ☐ 境樹 ☐ 塀 ☐ その他														位 置 ☐ 別添図面のとおり		
		与点の種類	☐ 電子基準点 () ☐ 三角点 () ☐ 図根点 () ☐ 登記多角点 () ☐ 街区基準点等 () ☐ 多角点 () ☐ 都市基準点 () ☐ その他 ()														☐ 別添図面のとおり		
		恒久的地物の種類	☐ 橋梁 ☐ 鉄塔 ☐ マンホール ☐ 鉄筋コンクリート造建物 ☐ 石段 ☐ 引照点 ☐ その他 ()														☐ 別添図面のとおり		
		測量・求積の方法等	測 量 の 方 法 ☐ GPS測量 ☐ TS測量 ☐ トランシット測量 ☐ テープ測量 ☐ その他 () 求 積 の 方 法 ☐ 座標法 ☐ 世界測地系 ☐ 任意																
10	立会人及び本人確認方法	地 番	資 格	立 会 人 氏 名	立会年月日・確認方法等														
			☐ 所有者 ☐ 家 族 ☐ 管理者		立会年月日 令和 年 月 日 本人確認方法 ()														
			☐ 所有者 ☐ 家 族 ☐ 管理者		立会年月日 令和 年 月 日 本人確認方法 ()														
			☐ 所有者 ☐ 家 族 ☐ 管理者		立会年月日 令和 年 月 日 本人確認方法 ()														
			☐ 所有者 ☐ 家 族 ☐ 管理者		立会年月日 令和 年 月 日 本人確認方法 ()														
			☐ 所有者 ☐ 家 族 ☐ 管理者		立会年月日 令和 年 月 日 本人確認方法 ()														

用地調査及び物件調査委託関係仕様書（令和7年4月1日） 新旧対照表

新（改正後）

			☐ 所有者		立会年月日				立会年月日			
			☐ 家族		年 月 日				令和 年 月 日			
			☐ 管理者		本人確認方法()				本人確認方法()			
			☐ 所有者		立会年月日				立会年月日			
			☐ 家族		年 月 日				令和 年 月 日			
			☐ 管理者		本人確認方法()				本人確認方法()			
			☐ 所有者		立会年月日				立会年月日			
			☐ 家族		年 月 日				令和 年 月 日			
☐ 管理者	本人確認方法()		本人確認方法()									
本人確認方法(確認した証明書の番号を()に記載すること)												
1・身分証明書 2・運転免許証 3・個人番号カード 4・住基カード 5・委任状												
6・立会通知書持参 7・自宅訪問 8・面識あり 9・他の立会人の申述 10・その他												
11	公有地の立 会 確 認 者	地番等	資 格	官公署・所属部局・官職・氏名	立 会 年 月 日				立 会 年 月 日			
					年 月 日				令和 年 月 日			
					年 月 日				令和 年 月 日			
					年 月 日				令和 年 月 日			
12	備 考 欄											

旧（現行）

			☐ 所有者		立会年月日				立会年月日			
			☐ 家族		令和 年 月 日				令和 年 月 日			
			☐ 管理者		本人確認方法()				本人確認方法()			
			☐ 所有者		立会年月日				立会年月日			
			☐ 家族		令和 年 月 日				令和 年 月 日			
			☐ 管理者		本人確認方法()				本人確認方法()			
			☐ 所有者		立会年月日				立会年月日			
			☐ 家族		令和 年 月 日				令和 年 月 日			
☐ 管理者	本人確認方法()		本人確認方法()									
本人確認方法(確認した証明書の番号を()に記載すること)												
1・身分証明書 2・運転免許証 3・各種被保険者証 4・住基カード 5・委任状												
6・立会通知書持参 7・自宅訪問 8・面識あり 9・他の立会人の申述 10・その他												
11	公有地の立 会 確 認 者	地番等	資 格	官公署・所属部局・官職・氏名	立 会 年 月 日				立 会 年 月 日			
					令和 年 月 日				令和 年 月 日			
					令和 年 月 日				令和 年 月 日			
					令和 年 月 日				令和 年 月 日			
12	備 考 欄											

用地調査及び物件調査委託関係仕様書（令和7年4月1日） 新旧対照表

新（改正後）										旧（現行）														
様式第40号の10の1～8										様式第40号の10の1～8														
○○地（ ）調査及び算定表										○○地（ ）調査及び算定表														
価格判定基準日 年 月 日										価格判定基準日 令和 年 月 日														
条 件	項 目	細 項 目	標 準 地		対 象 地		格 差	計																
			記 号																		記 号			
			(土地表示)		(土地表示)																(土地表示)		(土地表示)	

用地調査及び物件調査委託関係仕様書（令和7年4月1日） 新旧対照表

新（改正後）

様式第120号の3

精度管理業務チェックリスト

営業（営業休止補償）

（確認した項目はチェック欄に✓を記入。確認した結果生じた疑問点等は意見欄に記入。）

項 目	仕様書ページ数 (又は条数)	番号	チェック内容及び留意事項	
営業補償	営業補償調査算 定要領（令和3 年3月19日付け 国不用第88号） （以下「営業要 領」）	基本事項	1	確定申告書（税務署の受付印またはe-Taxの受信通知も確認）、損益計算書、貸借対照表は、過去3か年分収集されているか。
			2	直近の年度を採用することが妥当か。
			3	消費税等相当額の補償は、要否判定フローに従って適正に行われているか。
			4	税抜損益計算書は適正に作成されているか（税抜損益計算書の作成が必要な場合）。
			5	他業種・他営業所等が存在する場合、売上高・経費等の分解（按分）は適正にされているか。また、業種が異なる場合は、売上総利益率により按分されているか。
		休業期間	6	建物・機械等の移転期間と整合がとれているか（移転期間工程表の確認）。
		固定的経費 の補償	7	固定的経費の抽出及び認定は、別表1『固定的経費認定基準』と整合がとれているか。
			8	リース料において、リース期間が満了した機器等が計上されていないか。
			9	リース料において、機械設備の移転工法（再築・復元）と整合がとれているか。
			10	長期借入金利息と短期借入金利息は、適正に抽出されているか（根拠は明確か。）。。
			11	労働基準法に規定する平均賃金により算出され、補償率は適正な率（80～100%）により求められているか。

旧（現行）

様式第120号の3

精度管理業務チェックリスト

営業（営業休止補償）

（確認した項目はチェック欄に✓を記入。確認した結果生じた疑問点等は意見欄に記入。）

項 目	仕様書ページ数 (又は条数)	番号	チェック内容及び留意事項	
営業補償	営業補償調査算 定要領（令和3 年3月19日付け 国不用第88号） （以下「営業要 領」）	基本事項	1	確定申告書（税務署の受付印のあるもの）、損益計算書、貸借対照表は、過去3か年分収集されているか。
			2	直近の年度を採用することが妥当か。
			3	消費税等相当額の補償は、要否判定フローに従って適正に行われているか。
			4	税抜損益計算書は適正に作成されているか（税抜損益計算書の作成が必要な場合）。
			5	他業種・他営業所等が存在する場合、売上高・経費等の分解（按分）は適正にされているか。また、業種が異なる場合は、売上総利益率により按分されているか。
		休業期間	6	建物・機械等の移転期間と整合がとれているか（移転期間工程表の確認）。
		固定的経費 の補償	7	固定的経費の抽出及び認定は、別表1『固定的経費認定基準』と整合がとれているか。
			8	リース料において、リース期間が満了した機器等が計上されていないか。
			9	リース料において、機械設備の移転工法（再築・復元）と整合がとれているか。
			10	長期借入金利息と短期借入金利息は、適正に抽出されているか（根拠は明確か。）。。
			11	労働基準法に規定する平均賃金により算出され、補償率は適正な率（80～100%）により求められているか。

用地調査及び物件調査委託関係仕様書（令和 7 年 4 月 1 日） 新旧対照表

新（改正後）					旧（現行）				
別 記 1					別 記 1				
成果物 一 覧 表					成果品 一 覧 表				
1 各成果物の提出部数は木造建物等の調査等に係る成果物（物件調書を含む）及び土地調書は各 2 部、他は各 1 部とする。					1 各成果品の提出部数は木造建物等の調査等に係る成果品（物件調書を含む）及び土地調書は各 2 部、他は各 1 部とする。				
2 主な成果物の一覧は次のとおりとする。その他特記仕様書に指示する成果物を提出するものとする。					2 主な成果品の一覧は次のとおりとする。その他特記仕様書に指示する成果品を提出するものとする。				
3 図面等において、本規格によりがたい場合は適宜の大きさとする。					3 図面等において、本規格によりがたい場合は適宜の大きさとする。				
業 務 区 分	成果物の名称	規格等	関連条文等	備考	業 務 区 分	成果品の名称	規格等	関連条文等	備考
地図の転写	転写図	長期保存に耐える用紙	第 41 条		地図の転写	転写図	長期保存に耐える用紙	第 41 条	
	マイラー図	ポリエステルシート（＃300） 片面マット		転写図の大きさ及び調査地域により適宜裁断する。		マイラー図	ポリエステルシート（＃300） 片面マット		転写図の大きさ及び調査地域により適宜裁断する。
	転写連続地図		第 46 条						
土地登記簿の調査	土地調査書	A4版（様式第 17 号）	第 47 条	土地登記簿の謄本又は抄本を必要とする場合は、特記仕様書又は監督員が指示する。	土地登記簿の調査	土地調査書	A4版（様式第 17 号）	第 47 条	土地登記簿の謄本又は抄本を必要とする場合は、特記仕様書又は監督員が指示する。
地積測量図転写	地積測量図及び土地所在図		第 41 条		地積測量図転写	地積測量図及び土地所在図		第 41 条	
建物登記簿等の調査	建物登記簿等調査書	A4版（様式第 17 号の 2）	第 47 条		建物登記簿等の調査	建物登記簿等調査書	A4版（様式第 17 号の 2）	第 47 条	
権利者の確認調査	権利者調査書	A4版（様式第 19 号）	〃		権利者の確認調査	権利者調査書	A4版（様式第 19 号）	〃	
墓地管理者等の調査	墓地管理者調査表	A4版（改葬及び祭し料要領参照）	〃		墓地管理者等の調査	墓地管理者調査表	A4版（改葬及び祭し料要領参照）	〃	
	墓地使用（祭し）者調査表	A4版（ 〃 ）	〃			墓地使用（祭し）者調査表	A4版（ 〃 ）	〃	
境界の確認	土地境界立会調書	A4版（様式第 22 号）	第 50 条		境界の確認		土地境界立会調書	A4版（様式第 22 号）	第 50 条
	土地現地調査報告書	A4版（様式第 22 号の 2）	〃			土地現地調査報告書	A4版（様式第 22 号の 2）	〃	
公共用地境界確定協議	現況実測平面図		〃		公共用地境界確定協議		現況実測平面図		〃
	横断図		〃			横断図		〃	
	依頼書		〃	公共要地管理者に提出した控			依頼書		〃
	協議書		〃	協議確定書等		協議書			〃
土地の測量	用地実測図原図	ポリエステルシート（＃300） 片面マット	第 55 条	縮尺 1/250	土地の測量	用地実測図原図	ポリエステルシート（＃300） 片面マット	第 55 条	縮尺 1/250
	用地平面図		第 56 条	測量距離により適宜裁断する。		用地平面図		第 56 条	測量距離により適宜裁断する。
	確定図		〃					確定図	〃
	用地管理図		〃	縮尺 1/500		用地管理図			〃
	基準点網図	A全版				基準点網図	A全版		
	境界点成果簿	A4版		多角測量の場合のみ境界点（座標）には適宜附号を付し、略図を記載するものとする。		境界点成果簿	A4版		多角測量の場合のみ境界点（座標）には適宜附号を付し、略図を記載するものとする。
	土地面積計算書	A4版				土地面積計算書	A4版		
	土地調書	A4版（様式第 35 号）	第 167 条			土地調書	A4版（様式第 35 号）	第 167 条	
	関係官公庁への手続き等	公共測量実施計画書（案）		測量法第 36 条			関係官公庁への手続き等	公共測量実施計画書（案）	
公共測量成果等の提出について（案）			測量法第 40 条		公共測量成果等の提出について（案）			測量法第 40 条	
その他の手続書類			第 57 条		その他の手続書類			第 57 条	